明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国会法等の一部を改正する法律（八六）　一六
○原子力委員会設置法の一部を改正する法律（八七）　一八
○学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（八八）　一九
○行政書士法の一部を改正する法律（八九）　二〇
○会社法の一部を改正する法律（九〇）　二〇
○会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（九一）　四三
○建築士法の一部を改正する法律（九二）　四四
○学校図書館法の一部を改正する法律（九三）　四六
○小規模企業振興基本法（九四）　四七
○商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律（九五）　四八
○放送法及び電波法の一部を改正する法律（九六）　一〇〇
○介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律（九七）　一〇四
○アレルギー疾患対策基本法（九八）　一〇五
○国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（九九）　一〇七
○過労死等防止対策推進法（一〇〇）　一〇八
○養豚農業振興法（一〇一）　一〇九
○花きの振興に関する法律（一〇二）　一一〇
○内水面漁業の振興に関する法律（一〇三）　一一二

〔政　令〕
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（一二八）　一二五
○国家公務員法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の政令で定める日を定める政令（一二九）　一二六
○地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（一三〇）　一二六
○建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一三一）　一二五
○建築基準法施行令の一部を改正する政令（一三二）　一二六
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行期日を定める政令（一三三）　一二七
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一三四）　一二七
○株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第五条第三項の倍数を定める政令（一三五）　一二八
○港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一三六）　一二八
○港湾法施行令の一部を改正する政令（一三七）　一二九

〔条　約〕
○千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定（一〇）　一二九

〔府　令〕
○消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四六）　一三六

〔省　令〕
○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（**国土交通**五八）　一三六

〔告　示〕
○千九百七十九年九月二十八日に修正された千九百六十八年十月八日にロカルノで署名された意匠の国際分類を定めるロカルノ協定への日本国の加入に関する件（**外務**二一八）　一三八
○建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（**国土交通**七〇九）

本号で公布された法令のあらまし

◇**国会法等の一部を改正する法律**（法律第八六号）

（国会）

国会法の一部改正関係

1　行政における特定秘密保護制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定・解除及び適性評価の実施状況を調査し、各議院又は各議院の委員会等からの特定秘密の提出要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するため、各議院に情報監視審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。（第一〇二条の一三、第一〇二条の一四、第一〇二条の二〇及び第一〇二条の二一関係）

2　行政機関の長は、審査会から調査のために特定秘密の提出を求められたときは、その求めに応じなければならないものとすることとした。ただし、求めに応じない理由を疎明し、その理由を審査会が受諾し得る場合又は受諾できない場合において国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある旨の内閣の声明があったときは、行政機関の長は、その特定秘密の提出をする必要がないものとすることとした。（第一〇二条の一五関係）

3　審査会は、調査の結果、行政機関の長に対し、運用改善の勧告を行い、勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとすることとした。（第一〇二条の一六関係）

4　委員会等が国政調査権に基づき特定秘密を含む報告・記録の提出を求め、行政機関の長が理由を疎明して求めに応じなかったときは、委員会等は、内閣への声明の要求に代えて、審査会に審査を要請することができることとするとともに、その審査のために必要な特定秘密の提出手続については2と同様の規定を整備することとした。（第一〇四条の二関係）

5　審査会は、4の審査の結果、行政機関の長に対し、報告・記録の提出をすべき旨の勧告をすることができるものとし、行政機関の長がその勧告に従わない場合については2と同様の規定を整備することとした。（第一〇二条の一七関係）